

# 「榎原市いじめ防止基本方針」の改定について(概要)

## ■榎原市いじめ防止基本方針の策定について

「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第71号)施行を受けて、本市は、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「榎原市いじめ防止基本方針」を策定した。

## ■改定をおこなう経緯

- 「榎原市いじめ防止基本方針」の策定(平成28年3月)から6年が経過し、下記の方針等の内容を参酌し、改定する必要性が生じている。
  - ・国:「いじめの防止等のための基本方針」(平成29年3月改定)
  - ・国:「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月策定)
  - ・県:「奈良県いじめ防止基本方針」(令和3年3月改定)
- 改定にあたっては、令和3年度に「榎原市いじめ防止対策委員会」及び「榎原市いじめ問題対策連絡協議会」において、専門家や関係機関・団体からの意見聴取を実施済み。

## ■改定のスケジュール・改定時期

### ○改定スケジュール

- 令和4年 1月 「榎原市いじめ防止対策委員会」で意見聴取
- 令和4年 3月 「榎原市いじめ問題対策連絡協議会」で意見聴取
- 令和4年 7月 「榎原市いじめ防止対策委員会」で意見聴取
- 令和4年10月 パブリックコメントを実施し、市民から意見聴取
- 令和4年11月 「榎原市いじめ防止対策委員会」で意見聴取
- 令和4年12月 市議会に報告
- 令和4年12月 教育委員会会議にて議決

## ■改定の主な内容

- いじめ対策についての基本的な考え方
  - ・けんかやふざけあいと見えるもののなかにもいじめがあると考え、いじめの認知にあたる必要があることを追記
  - ・いじめが解消したとみられる場合でも心のケアや支援を行っていくことを追記
- いじめの防止等のために榎原市が実施する取組
  - ・基本方針の趣旨及び内容を周知徹底するため、適切な広報をすると共に適宜研修会等を実施することを追記
- 学校が実施する取組
  - ・各学校は、HP掲載や、児童生徒、保護者への説明など、学校いじめ防止基本方針の内容を確認できる措置を講じることを追記
  - ・教職員が備えるべき素養、いじめ被害及び加害児童生徒の指導と支援について留意事項を追記
- 重大事態への対処
  - ・重大事態の可能性を有する申立てに危機感を持って初期対応を行うことを追記
  - ・児童生徒の最善の利益が損なわれる可能性がある場合には、保護者の意向や要求に対しても毅然とした態度で臨む必要があることを追記
  - ・調査結果を踏まえた対応を追記
  - ・加害児童生徒に対する指導内容や教職員に対する聞き取りのうえ、改めて事実関係を把握し再発防止に努めることを追記
  - ・調査結果を公表する場合、いじめ被害側に公表の方法・内容を確認のうえ対応することを追記